平岡会計だより

2025.11　Vol. 191

発行元
税理士法人　平岡会計事務所
大阪市中央区天満橋京町１番 26 号
尼信天満橋ビル７階
TEL06(6966)5858　FAX06(6966)5868
http://www.hiraoka-kaikei.jp/

＜目　次＞

税務》相続税評価に使われる「路線価」とは‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥Ｐ２
特集》令和８年分の扶養控除申告書の様式変更‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥Ｐ３
労務》年末調整における留意事項‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥Ｐ４

～ 通勤手当の非課税限度額が改正へ ～

最近の物価高騰、特に燃料費の上昇に伴い、通勤者の負担軽減を目的として、通勤手当の非課税限度額の見直しが検討されています。これは、令和7年8月に人事院から発表された給与改善勧告を受けたもので、令和7年4月１日以降の措置として自動車等の交通用具使用者に対する通勤手当の非課税限度額の引上げが勧告されました。具体的な引上げ額は現行の距離5km未満の区分は変更ありませんが、5km以上10km未満の区分では200円、最高60km以上の区分では7, 100円の引上げが見込まれています。

人事院勧告は国家公務員が対象ですが、この引上げが実現した場合、所得税法の改正として全国に適用されることになります。今年の臨時国会での法案成立が見込まれる状況ですが、法案が成立し交付までの日程が年内ぎりぎりとなるかもしれません。

限度額の引上げに関しては、令和7年4月に遡って適用される可能性があるため、4月以降の給与で課税処理をした通勤手当がある方は、年末調整で過納税額の精算が必要となります。国税庁HPや弊社からのメルマガ等の最新情報を必ずご確認いただきますようお願い申し上げます。

（梅野広二）

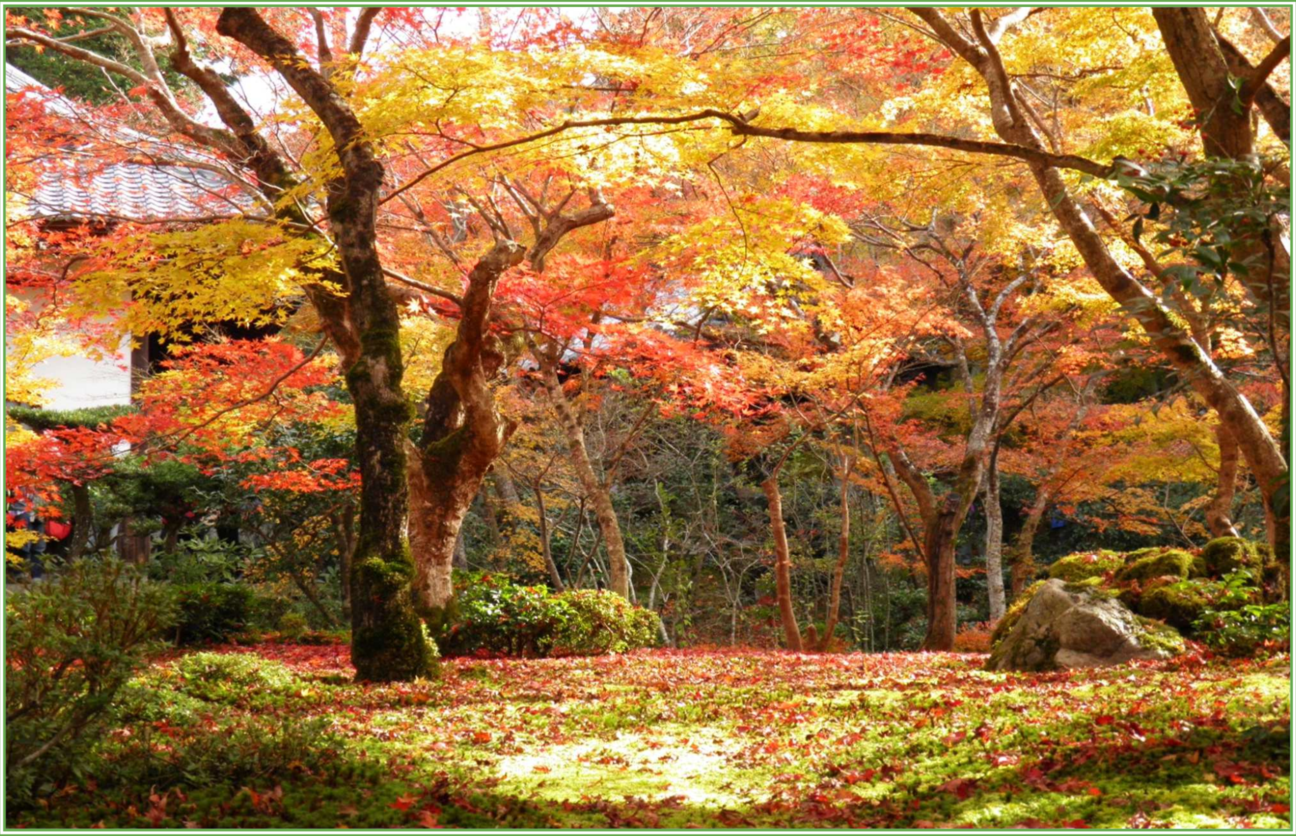

圓光寺（京都市左京区）

～相続税評価に使われる「路線価」とは～

【相続が始まった時の自宅の評価を考える】

相続が発生すると、自宅の土地や建物は「相続財産」として加算する必要があります。特に土地の評価には、『路線価』という聞き慣れない指標が使われ、それをもとに相続税評価額が算出されます。自宅の評価の仕組みについて解説します。

【路線価とは？】

＜土地の評価額の違い＞

指標名	内容	所管機関	評価時点	公表時期
地価公示価格 （公示地価）	一般的な土地売買の際の指標や、公共事業の取得価格の基準となる。	国土交通省	毎年1月1日	毎年3月下旬
相続税評価額 （路線価）	相続税・贈与税の算出のために定められる。（公示地価の８割程度の評価）	国税庁	毎年1月1日	毎年7月初旬
固定資産税評価額	固定資産税の算出根拠となる。（公示地価の７割程度の評価）	市町村	原則3年ごと	評価替年の 4～6月頃

上記表のとおりそれぞれの用途や所管が異なります。そのうちの相続税評価額に使う『路線価』とは、国税庁が毎年公示する「道路に面している土地の 1 ㎡あたりの評価額」を示すもので、主に不動産を相続・贈与した時などに税金がどれぐらいかかるか計算するために利用されます。

路線価がある土地の計算方法は、

「その宅地が面した道路の路線価×各種補正率※×地積」（路線価方式）

で求められます。「その宅地が面した道路の路線価×地積」のみでも、現在所有している土地を概算で評価することができます。

（例：宅地が面した道路の路線価　180,000 円・地積　150 ㎡の場合の概算評価）

180,000 円×　150 ㎡　＝　27,000,000（土地の相続税概算評価額）

※土地の形状によっては、評価額の補正が必要な場合があります。例えば、奥行きが極端に長い・短いなどの場合には、奥行補正率を用いて調整されます。各種補正率は、国税庁のホームページで確認することができます。

路線価方式が適用されるのは「市街地的形態を形成する地域」に定められています。郊外の宅地や山林などの地域は、『倍率方式』により評価されます。倍率方式の計算方法は「固定資産税評価額×評価倍率」により算出されます。

家屋の相続税評価額は、固定資産税評価額をそのまま評価額とするのが一般的です。市区町村から送付される「固定資産税納税通知書」に同封してある「課税明細書」で評価額が確認出来ます。ただし、家屋の種類や利用状況によって計算方法が異なる場合があるので注意してください。

【高層マンションの相続税評価に新基準が採用】

税制改正により、2024年1月１日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した「居住用の区分所有財産」の相続税評価額が見直されております。住戸の築年数や総階数などによってが補正され、階数が多いほど補正率が高くなります。新ルールを適用したおおよその評価額を試算しておくと良いと思われます。

（作成：柏本津也子）

～令和8年分の扶養控除申告書の様式変更～

　税制改正に伴って、令和8年分の扶養控除申告書の様式が変更になります。変更箇所や新たな名称について正しく理解しておきましょう。

① 「控除対象扶養親族」から「源泉控除対象親族」へ変更

Ⅰ・Ⅱの範囲に該当する人が新たに**「源泉控除対象親族」**となります。

Ⅰ．従前の「控除対象扶養親族」の範囲

扶養親族(令和8年中の合計所得が58万円以下)のうち、次のいずれかに該当する人

- 居住者のうち、年齢16歳以上の人（平成23年1月1日以前に生まれた人）
- 非居住者のうち、一定の要件に該当する人

Ⅱ．新たに追加される範囲

生計を一にする親族のうち年齢19歳以上23歳未満（平成16年1月2日～平成20年1月1日生）で令和8年中の合計所得の見積額が58万円超100万円以下の人

② 「特定親族」の☑を新設

　令和7年までは「特定扶養親族」のみでしたが、新たに「特定親族」の確認項目が増えました。源泉控除対象親族が年齢19歳以上23歳未満の場合には、次のいずれかに✓を付けます。

- 令和8年中の合計所得が58万円以下のとき（上記Ⅰの範囲）　⇒「特定扶養親族」
- 令和8年中の合計所得が58万円超100万円以下のとき（上記Ⅱの範囲）　⇒**「特定親族」**

③ 所得要件の変更について

　給与所得控除の見直しによって、扶養控除等の対象となる所得要件も変更になっていますので、注意してください。

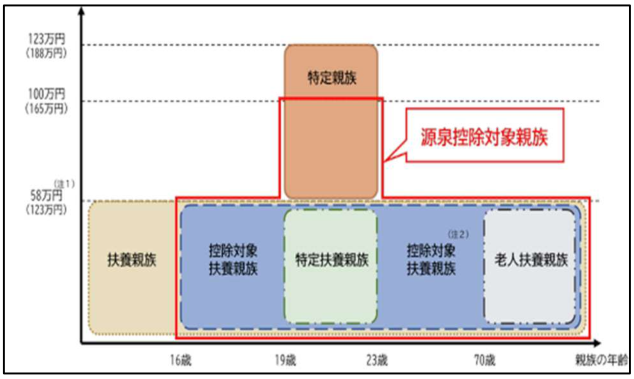

○【障害者】の区分における「同一生計配偶者」の所得の見積額⇒58万円以下に変更

○【ひとり親】の要件における「生計を一にする子」の所得の見積額⇒58万円以下に変更

○【勤労学生】の要件における所得の見積額⇒85万円以下に変更

～年末調整における留意事項～

今年の年末調整は、税制改正により「基礎控除」・「給与所得控除」の見直し、「特定親族特別控除」が創設されました。このため、各申告書の確認事項は格段に増えて、控除額の判定が細かくなっていますので注意が必要です。

◆ 基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額（注3））	基礎控除額		
	改正後（注1）		改正前
	令和７・８年分	令和９年分以後	
132万円以下（200万3,999円以下）	95万円（注2）		48万円
132万円超 336万円以下（200万3,999円超 475万1,999円以下）	88万円（注2）	58万円	
336万円超 489万円以下（475万1,999円超 665万5,556円以下）	68万円（注2）		
489万円超 655万円以下（665万5,556円超 850万円以下）	63万円（注2）		
655万円超 2,350万円以下（850万円超 2,545万円以下）	58万円		

◆ 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40％－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30％＋８万円

◆ 特定親族特別控除の創設

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の人(特定親族)を有する場合には、特定親族特別控除が受けられます。控除額は、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円となります。なお、この適用を受けようとする方は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。　　　（作成：平野順子）

特定親族の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額（注））	特定親族特別控除額
58万円超　85万円以下（123万円超　150万円以下）	63万円
85万円超　90万円以下（150万円超　155万円以下）	61万円
90万円超　95万円以下（155万円超　160万円以下）	51万円
95万円超　100万円以下（160万円超　165万円以下）	41万円
100万円超　105万円以下（165万円超　170万円以下）	31万円
105万円超　110万円以下（170万円超　175万円以下）	21万円
110万円超　115万円以下（175万円超　180万円以下）	11万円
115万円超　120万円以下（180万円超　185万円以下）	6万円
120万円超　123万円以下（185万円超　188万円以下）	3万円

（注）　特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

－編集後記－

１１月になるとよく耳にするのが、「ブラックフライデー」。なんだかよくわからないけど、「すごく安くなるセール」というイメージだけがあります。日本でも１０年位前から大型量販店や通販サイトで始まり、楽しみにしている人もいるのではないでしょうか。ブラックフライデーは元々アメリカの感謝祭の次の日を指すそうで、本場では１１月２８日です。日本では、１１月中旬からセールを始める会社が多いようです。なぜブラックかというと、「一日で黒字になるほど儲かる」という意味があるのだとか。そんな景気のいい話があったらいいのですが、年に一回のイベントとして楽しみたいなと思います。（浜崎）